

桜台親和町会レスキュー隊会則

平成 16 年 6 月 27 日制定施行

(名称と目的)

第一条 本会は桜台親和町会レスキュー隊と称し、町会住民の相互扶助の精神に基づき大地震その他の災害の際に人命救助を行うことを目的とする。

(活動内容)

第二条 前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 防災に関する知識の吸収
- (2) 人命救助訓練
- (3) 防災機材の調達と備蓄、点検、保全
- (4) 組織的人命救助システムの作成と訓練
 - ① 一人暮らし、二人暮らし老人の常時把握
 - ② 行方不明者捜索の町会組織の活用と訓練
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な訓練

(会員)

第三条 本会は桜台親和町会会員有志をもって構成する。

(役員とその任務)

第四条 本会に次の役員を置く。

本部長 1 名 隊長 1 名 副隊長 1 名 ブロック幹事長 4 名 (A B C D 各ブロック 1 名) ブロック幹事若干名

本部長は町会長が兼務する。隊長、副隊長は隊員の互選とする。任期は 2 年とし再任を妨げない。

本部長は町会長の立場から町会業務の一部門として全体との調和を図りつつ、会の発展をリードする。

隊長は本隊を代表し、隊務を総括し、発災時応急活動を指揮する。

副隊長は隊長を補佐し、隊長事故等あるときはその職務を代行する。

ブロック幹事長は A B C D 各ブロックの隊務を総括し、発災時隊員や他の町会員の応急活動を指揮する。各ブロック内隊員の互選とする。任期は 2 年とし再任を妨げない。

(会議)

第五条 本部長、隊長は必要あるときは役員会や全隊員会議を召集することができる。

第六条 役員会は本部長、隊長、副隊長、ブロック幹事長、およびブロック幹事によって構成し、必要事項を審議する。

第七条 会議の議長は本部長または隊長とする。

第八条 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時には議長がこれを決する。

(経費及び会計)

第九条 本会運営に要する経費は町会防災部経費並びに練馬区の助成金から拠出する。

以上